

NPO法人 八ヶ岳森林文化の会

森林整備事業部作業安全指針 (平成29年2月1日改訂)

八ヶ岳森林文化の会は、任意団体として2002年に発足し、2010年に「特定非営利活動法人」として長野県の認証を受けた。団体設立以来、森林整備事業部は吉田山「市民の森」の森林整備を実施している。これまでに傷害事故（傷害保険請求）は10件程度発生しているが、重大死亡事故はない。事故の発生を防止するため、ここに「森林整備事業部作業安全指針」を作成する。

1 一般作業安全指針

作業に参加する者は、あくまで個人の自発的な意思による参加であることを前提とし、各人が危険をさけるための知識や経験を身につけ、作業の安全と事故のない楽しい作業を心がける。

個々の作業においては、自らの身体能力と作業への習熟の度合いを考慮し、自らの安全を確保できないと判断した場合はその作業を一時中止し、正・副部長又は安全指導担当スタッフ（以下、「役員等」という）に相談する。

2 責任者の指示に従う

バックフォー、チルホールを使用するときは、役員等に使用の告知をする。その場合、単独での操作、使用は行わず、必ず、複数の者で作業する。その作業を行うときは役員等の支持に従う。

バックフォーを操作するときは、その「安全基準」に従う。

チルホールを使用するときはその安全講習基準に従う。

3 作業にあった服装

森林では、長袖、長ズボン、ヘルメット（つばのあるもの）を着用する。靴は、安全靴（つま先が鉄で保護されスパイク付きのもの）がよい。防護衣（ズボン型、チャップス型）を着用する。

4 作業前の安全打ち合わせ・反省まとめの会・作業日報の記録

作業開始前に、作業手順、作業配置、山割り、作業上特に注意すべき作業内容等を伝達し作業で予測される危険を全員で共有する。作業終了後反省まとめの会を行う。

作業後の作業日報の記録は役員が行う。

5 道具

使い方がわからない道具は使用前に使い方を確認する。安全性能に問題ないか使用前に十分確認する。チェーンソーを持って移動するときはチェーンカバーを装着する。

道具を山林等に放置しない。作業終了後は道具を片付け、紛失した場合は報告する。

道具の使用後はメンテナンスを行い、不具合や破損がある場合は報告する。

動力の付いた機械（チェーンソー、刈払機、油圧ショベルなど）を使用するには、機械ごとの安全講習を受講しなければならない。

6 基本動作

作業地は急傾斜で不整地であるため、転倒に注意し利き手は空けておく。また、前後の人との距離を保ち、斜面を歩くときは、足の裏全体を使って歩く。斜面での作業は、足場を確保し、不安定な体制を避ける。無理をせず、疲れたら休憩する。

7 体調管理・単独作業禁止

作業前に体調を確認し、体調が悪い場合は作業を控える。作業途中で体調が悪くなった場合は無理をせず、作業を中断する。疲労が蓄積しないよう、適度に休憩をとりながら作業に取り組む。熱中症や脱水症状にならないよう、水分の補給に心がける。

常に2人以上のチームを組んで作業を行い、緊急時に連絡できるようにする。

8 ハチやマムシに注意

作業現場にはスズメバチが生息しており、刺されると人によってはアレルギー反応によって死亡する事がある。巣に近づいたり刺激したりしない。夏から秋にかけて被害が多いので、黒い衣服や香水は身に付けない。マムシにも注意。遭遇した場合、刺された場合等の対処方法を確認しておくこと。

9 新たな作業の開始

新たな作業を始める場合は、役員が作業現場まで行き、現場の安全確認と作業の注意事項等の伝達を行う。その際作業を開始してからしばらくの間は、現場で安全作業が行われることを確認する。

10 保険

保険名称	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社「NPO活動総合保険（団体傷害保険+賠償責任保険）」 （八ヶ岳森林文化の会の会員全員が加入）		
保障額	<u>死亡保険金2,000万</u>	<u>入院1日5,000円</u>	<u>通院1日3,000円</u>